



報道関係者 各位

平成 27 年 7 月 6 日 (月)

【照会先】

愛知労働局労働基準部労災補償課
労災補償課長 中村 昭彦
労災管理調整官 大沼 洋文
(電 話) 052-972-0261

平成 26 年度 脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況

～脳・心臓疾患の支給決定件数が過去 5 年間で最多～

愛知労働局（局長 藤澤 勝博）は、平成 26 年度の当局管内における「脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」を取りまとめましたので、以下のとおり公表します。

なお、厚生労働省は平成 27 年 6 月 25 日、過重な仕事が原因で発症した脳・心臓疾患や、仕事による強いストレスなどが原因で発病した精神障害の状況について、労災請求件数や「業務上疾病」と認定し労災保険給付を決定した支給決定件数（前年度以前受付繰越分を含む。）などを公表しています。

1 脳・心臓疾患に関する事案の労災補償状況

- ① 請求件数は 32 件で、前年比 4 件の減。
- ② 支給決定件数は 19 件で、前年比 7 件の増。（過去 5 年間で最多。統計が残っている平成 18 年度以降では平成 20 年度の 20 件に次ぐ件数）
- ③ 業種別の支給決定件数は、「運輸業、郵便業」及び「卸売・小売業」が各 5 件、次いで「製造業」及び「建設業」が各 3 件となっている。
- ④ 支給決定をした事案の 19 件は、全て恒常的な長時間労働が認められた。

2 精神障害に関する事案の労災補償状況

- ① 請求件数は 61 件で、前年比 4 件の増。
- ② 支給決定件数は 17 件で、前年比 7 件の増。
- ③ 業種別の支給決定件数は、「運輸業、郵便業」が 4 件、次いで「製造業」及び「生活関連サービス業・娯楽業」が各 3 件となっている。
- ④ 出来事別の支給決定件数は、「1 か月に 80 時間以上の時間外労働を行った」が 5 件、次いで「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」が 4 件で、「特別な出来事」を認定し支給決定した事案が 2 件あった。

※ 愛知労働局においては、過労死・自殺等の防止に向けて、過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策等を積極的に推進することとしています（別紙のとおり）。

脳心臓疾患の労災補償状況のまとめ

愛知労働局（平成26年度）

脳・心臓疾患の請求、決定及び支給決定件数

区分	年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	請求件数		36	40	35	36
決定件数（繰越分含む）		30	32	35	26	29 (1)
うち支給決定件数		12	15	16	12	19 (1)

脳・心臓疾患の業種別決定及び支給決定件数

業種（大分類）	決定件数	うち支給件数
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業		
建設業	4	3
製造業	4 (1)	3 (1)
電気・ガス・熱供給・水道業		
情報通信業		
運輸業、郵便業	7	5
卸売業・小売業	5	5
金融業、保険業	1	0
不動産、物品賃貸業	1	0
学術研究、専門・技術サービス業	1	1
宿泊業、飲食サービス業	2	0
生活関連サービス業、娯楽業	1	0
教育、学習支援業		
医療、福祉		
複合サービス業		
サービス業（他に分類されないもの）	3	2
分類不能の産業		
合 計	29 (1)	19 (1)

脳・心臓疾患の時間外労働時間数（1か月平均）別支給決定件数

時 間 の 区 分	支給決定件数
45 時 間 未 満	
45 時 間 以 上 ～ 60 時 間 未 満	
60 時 間 以 上 ～ 80 時 間 未 満	
80 時 間 以 上 ～ 100 時 間 未 満	10 (1)
100 時 間 以 上 ～ 120 時 間 未 満	6
120 時 間 以 上 ～ 140 時 間 未 満	1
140 時 間 以 上 ～ 160 時 間 未 満	1
160 時 間 以 上	
その他（異常な出来事、短期間過重）	1
合 計	19 (1)

注（ ）内は女性の件数で、内数である。

精神障害の労災補償状況のまとめ

愛知労働局（平成26年度）

精神障害の請求、決定及び支給決定件数

区分	年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	請求件数	81	82	67	57	61 (23)
決定件数（繰越分含む）	70	55	83	51	51 (20)	
うち支給決定件数	5	7	19	10	17 (7)	

精神障害の業種別決定及び支給決定件数

業種（大分類）	決定件数	うち支給件数
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業		
建設業		
製造業	14 (1)	3
電気・ガス・熱供給・水道業		
情報通信業		
運輸業、郵便業	5 (3)	4 (2)
卸売業・小売業	5 (1)	1
金融業、保険業		
不動産、物品賃貸業	1 (1)	1 (1)
学術研究、専門・技術サービス業	5 (3)	1
宿泊業、飲食サービス業	2 (2)	1 (1)
生活関連サービス業、娯楽業	4 (1)	3 (1)
教育、学習支援業	1 (1)	
医療、福祉	7 (7)	2 (2)
複合サービス業		
サービス業（他に分類されないもの）	7	1
分類不能の産業		
合 計	51 (20)	17 (7)

精神障害の時間外労働時間数（1か月平均）別支給決定件数

時 間 の 区 分	支給決定件数
20 時 間 未 満	0
20 時 間 以 上 ～ 40 時 間 未 満	0
40 時 間 以 上 ～ 60 時 間 未 満	0
60 時 間 以 上 ～ 80 時 間 未 満	1
80 時 間 以 上 ～ 100 時 間 未 満	1
100 時 間 以 上 ～ 120 時 間 未 満	3 (1)
120 時 間 以 上 ～ 140 時 間 未 満	1 (1)
140 時 間 以 上 ～ 160 時 間 未 満	3 (1)
160 時 間 以 上	2
そ の 他	6 (4)
合 計	17 (7)

注（ ）内は女性の件数で、内数である。

精神障害の出来事別決定及び支給決定の内訳

出 来 事 の 区 分		決定件数	うち支給件数
特別な出来事	生死にかかわる、極度の苦痛を伴う、又は永久労働不能となる後遺障害を残す業務上の病気やケガをした		
	業務に関連し、他人を死亡させ、又は生死にかかわる重大なケガを負わせた(故意によるものを除く)	1	1
	強姦や、本人の意思を抑圧して行われたわいせつ行為などのセクシュアルハラスメントを受けた		
	その他、上記に準ずる程度の心理的負荷が極度と認められるもの		
	極度の長時間労働	1	1
1	(重度の)病気やケガをした	3(1)	1
2	悲惨な事故や災害の体験、目撃をした	5(3)	4(3)
3	業務に関連し、重大な人身事故、重大事故を起こした		
4	会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした	2(1)	1(1)
5	会社で起きた事故、事件について、責任を問われた		
6	自分の関係する仕事で多額の損失等が生じた		
7	業務に関連し、違法行為を強要された		
8	達成困難なノルマが課された	1	1
9	ノルマが達成できなかった		
10	新規事業の担当になった、会社の建て直しの担当になった		
11	顧客や取引先から無理な注文を受けた		
12	顧客や取引先からクレームを受けた		
13	大きな説明会や公式の場での発表を強いられた		
14	上司が不在になることにより、その代行を任された		
15	仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった	6(2)	1
16	1か月に80時間以上の時間外労働を行った	7(1)	5(1)
17	2週間以上にわたって連続勤務を行った	1	
18	勤務形態に変化があった		
19	仕事のペース、活動の変化があった		
20	退職を強要された		
21	配置転換があった	1	
22	転勤をした		
23	複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった		
24	非正規社員であるとの理由により、仕事上の差別、不利益取扱いを受けた		
25	自分の昇格・昇進があった		
26	部下が減った		
27	早期退職制度の対象となった		
28	非正規社員である自分の契約満了が迫った		
29	(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた	4(3)	1(1)
30	上司とのトラブルがあった	15(7)	1(1)
31	同僚とのトラブルがあった	1	
32	部下とのトラブルがあった		
33	理解してくれていた人の異動があった		
34	上司が替わった		
35	同僚等の昇進・昇格があり、昇進で先を越された		
36	セクシュアルハラスメントを受けた	2(2)	
その他(入社前発病、出来事なし等)		1	
合 計		51(20)	17(7)

注 ()内は女性の件数で、内数である。

愛知労働局における過労死・自殺等の防止に向けた取組

① 過重労働による健康障害防止対策の取組

- ア 労使当事者が時間外労働協定を適正に締結するよう関係法令の周知を徹底し、限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めていないなどの不適正な時間外労働協定が届け出られた場合には、限度基準告示等に基づき指導を行います。
- イ 各種情報等から時間外労働時間数が1か月当たり100時間を超えていると考えられる事業者や、過労死等に係る労災請求が行われた事業者に対して監督指導を実施し長時間労働の削減を図ります。
- ウ 過労死等が発生し労働時間や健康障害防止に関する法違反が認められた事業者や、遵法状態が定着しない悪質な事業者に対しては司法処分とし、送検した場合には企業名を公表します。
- エ 昨年施行された過労死等防止対策推進法については、過労死等防止対策の趣旨や啓発月間（11月）における国の取組内容等を広く周知、啓発し、各自治体と協力・連携を図ります。

② メンタルヘルス対策の取組

- ア メンタルヘルス対策の推進を目的とした3か年計画（平成27年度～平成29年度）を策定し、計画的に自主点検、個別指導等を実施し、メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を8割以上とします。
- イ 規模100人以上の事業場（約4,000）に対し、メンタルヘルス対策の取組状況に係る自主点検を実施し、その取りまとめ結果を公表してメンタルヘルス対策の取組促進を図る予定です。（8月）
- ウ 事業場からのメンタルヘルス対策に係るあらゆる相談に対応する愛知産業保健総合支援センターの利用促進を図ります。
- エ 11月20日に中区役所ホールにおいて愛知産業保健セミナーを開催し、ストレスチェック制度の周知と併せてメンタルヘルス対策の推進を図る予定です。
- オ 監督指導、個別指導の際に啓発用ちらし「メンタルヘルスケアに取り組みましょう」を事業場に配布し、メンタルヘルス対策への取組を指導します。